

# アクションプログラム(コンビニ交付導入促進)の 取組について



マイナ  
ちゃん

総務省自治行政局  
住民制度課



マイキー  
くん

# マイナンバーカードの申請・発行・交付状況

【平成29年8月31日（木）時点】

	累計数	1日当たり平均 (8月25日～8月31日)	1日当たり平均 (8月の1か月間)
申請受付数	14,468,744	6,345	6,189
発送枚数	14,244,873	6,504	5,540
交付前設定 実施済み数	14,017,377	7,352 (※土日、祝日除く)	7,658 (※土日、祝日除く)
交付実施済 み数	12,301,592	8,861 (※土日、祝日除く)	9,678 (※土日、祝日除く)

# マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等の公表について（平成29年8月31日現在）

## 1 団体区分別

区分	人口 (H29.1.1時点)	交付枚数 (H29.8.31時点)	人口に対する交付枚数率
全国	127,907,086	12,301,592	9.6%
特別区	9,302,962	1,128,216	12.1%
政令指定都市	27,394,218	2,853,467	10.4%
市(政令指定都市を除く)	80,061,226	7,409,990	9.3%
町村	11,148,680	909,919	8.2%

## 2 区分別交付率上位10位

### 【特別区・市】

団体名	人口 (H29.1.1時点)	交付枚数 (H29.8.31時点)	人口に対する 交付枚数率
宮崎県都城市	167,351	36,398	21.7%
鹿児島県西之表市	15,924	2,740	17.2%
奈良県橿原市	123,589	21,240	17.2%
宮崎県串間市	19,253	3,268	17.0%
愛媛県西予市	39,767	6,497	16.3%
兵庫県芦屋市	96,246	15,403	16.0%
奈良県生駒市	120,925	19,256	15.9%
東京都日野市	183,589	28,371	15.5%
東京都港区	249,242	37,952	15.2%
東京都中央区	149,640	21,834	14.6%

### 【町村】

団体名	人口 (H29.1.1時点)	交付枚数 (H29.8.31時点)	人口に対する 交付枚数率
新潟県岩船郡粟島浦村	353	149	42.2%
大分県東国東郡姫島村	2,152	879	40.8%
茨城県猿島郡五霞町	8,858	2,572	29.0%
福島県大沼郡昭和村	1,326	370	27.9%
沖縄県島尻郡伊是名村	1,526	406	26.6%
沖縄県島尻郡北大東村	580	126	21.7%
福島県双葉郡富岡町	13,597	2,829	20.8%
奈良県吉野郡上北山村	545	112	20.6%
福島県田村郡三春町	17,585	3,276	18.6%
福島県南会津郡檜枝岐村	584	106	18.2%

# マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等の公表について（平成29年8月31日現在）

## 3 都道府県一覧

都道府県名	総数(人口) 【H29.1.1時点】	交付枚数 【H29.8.31時点】	人口に対する 交付枚数率	都道府県名	総数(人口) 【H29.1.1時点】	交付枚数 【H29.8.31時点】	人口に対する 交付枚数率
北海道	5,370,807	452,568	8.4%	滋賀県	1,420,260	126,982	8.9%
青森県	1,323,861	118,932	9.0%	京都府	2,569,410	243,958	9.5%
岩手県	1,277,271	114,134	8.9%	大阪府	8,861,437	937,757	10.6%
宮城県	2,319,438	215,678	9.3%	兵庫県	5,606,545	624,295	11.1%
秋田県	1,029,196	78,053	7.6%	奈良県	1,380,181	155,100	11.2%
山形県	1,118,468	75,450	6.7%	和歌山県	984,689	73,911	7.5%
福島県	1,938,559	166,247	8.6%	鳥取県	575,264	46,331	8.1%
茨城県	2,960,458	281,234	9.5%	島根県	696,382	59,733	8.6%
栃木県	1,991,597	169,543	8.5%	岡山県	1,927,632	157,243	8.2%
群馬県	1,998,275	162,621	8.1%	広島県	2,857,475	281,693	9.9%
埼玉県	7,343,807	715,462	9.7%	山口県	1,408,588	136,664	9.7%
千葉県	6,283,602	690,422	11.0%	徳島県	764,213	59,016	7.7%
東京都	13,530,053	1,615,886	11.9%	香川県	997,811	79,901	8.0%
神奈川県	9,155,389	1,109,962	12.1%	愛媛県	1,405,325	109,773	7.8%
新潟県	2,300,923	162,704	7.1%	高知県	732,535	44,313	6.0%
富山県	1,074,705	94,277	8.8%	福岡県	5,126,389	429,335	8.4%
石川県	1,153,627	88,104	7.6%	佐賀県	837,977	63,769	7.6%
福井県	794,433	50,737	6.4%	長崎県	1,392,950	128,046	9.2%
山梨県	844,717	67,572	8.0%	熊本県	1,798,149	158,301	8.8%
長野県	2,126,064	167,962	7.9%	大分県	1,176,891	100,086	8.5%
岐阜県	2,066,266	152,479	7.4%	宮崎県	1,119,544	139,767	12.5%
静岡県	3,756,865	339,761	9.0%	鹿児島県	1,668,003	148,721	8.9%
愛知県	7,532,231	665,564	8.8%	沖縄県	1,467,071	103,328	7.0%
三重県	1,841,753	138,217	7.5%				

# マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等の公表について（平成29年8月31日現在）

## 4 男女・年齢別

年齢	人口（H29.1.1時点）			交付件数（H29.8.31時点）			交付率			全体に対する交付件数割合		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全体	62,394,249	65,512,765	127,907,014	6,619,715	5,681,877	12,301,592	10.6%	8.7%	9.6%	100.0%	100.0%	100.0%
0～4歳	2,621,231	2,490,499	5,111,730	51,412	48,568	99,980	2.0%	2.0%	2.0%	0.8%	0.9%	0.8%
5～9	2,785,944	2,646,286	5,432,230	76,282	73,607	149,889	2.7%	2.8%	2.8%	1.2%	1.3%	1.2%
10～14	2,868,662	2,729,563	5,598,225	71,499	71,641	143,140	2.5%	2.6%	2.6%	1.1%	1.3%	1.2%
15～19	3,090,372	2,942,630	6,033,002	112,542	109,949	222,491	3.6%	3.7%	3.7%	1.7%	1.9%	1.8%
20～24	3,243,592	3,079,965	6,323,557	205,234	204,275	409,509	6.3%	6.6%	6.5%	3.1%	3.6%	3.3%
25～29	3,399,524	3,223,084	6,622,608	256,999	226,640	483,639	7.6%	7.0%	7.3%	3.9%	4.0%	3.9%
30～34	3,808,238	3,656,088	7,464,326	305,586	258,663	564,249	8.0%	7.1%	7.6%	4.6%	4.6%	4.6%
35～39	4,199,117	4,044,663	8,243,780	334,352	261,087	595,439	8.0%	6.5%	7.2%	5.1%	4.6%	4.8%
40～44	4,976,555	4,812,300	9,788,855	390,481	284,285	674,766	7.8%	5.9%	6.9%	5.9%	5.0%	5.5%
45～49	4,807,492	4,693,977	9,501,469	421,023	311,675	732,698	8.8%	6.6%	7.7%	6.4%	5.5%	6.0%
50～54	3,989,860	3,937,541	7,927,401	440,002	339,635	779,637	11.0%	8.6%	9.8%	6.6%	6.0%	6.3%
55～59	3,763,163	3,774,218	7,537,381	493,270	408,327	901,597	13.1%	10.8%	12.0%	7.5%	7.2%	7.3%
60～64	3,976,493	4,072,974	8,049,467	612,382	522,665	1,135,047	15.4%	12.8%	14.1%	9.3%	9.2%	9.2%
65～69	4,929,868	5,242,975	10,172,843	853,627	730,282	1,583,909	17.3%	13.9%	15.6%	12.9%	12.9%	12.9%
70～74	3,417,616	3,914,181	7,331,797	697,387	641,407	1,338,794	20.4%	16.4%	18.3%	10.5%	11.3%	10.9%
75～79	2,903,418	3,621,089	6,524,507	604,081	561,860	1,165,941	20.8%	15.5%	17.9%	9.1%	9.9%	9.5%
80～84	2,064,886	3,043,941	5,108,827	418,172	378,427	796,599	20.3%	12.4%	15.6%	6.3%	6.7%	6.5%
85～89	1,095,016	2,114,143	3,209,159	208,377	184,308	392,685	19.0%	8.7%	12.2%	3.1%	3.2%	3.2%
90～94	376,916	1,087,992	1,464,908	59,172	54,464	113,636	15.7%	5.0%	7.8%	0.9%	1.0%	0.9%
95～99	68,342	327,978	396,320	7,316	9,139	16,455	10.7%	2.8%	4.2%	0.1%	0.2%	0.1%
100歳以上	7,944	56,678	64,622	519	973	1,492	6.5%	1.7%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%

# 「コンビニ交付サービス」の普及拡大について

○全国のコンビニエンスストア（約50,000）で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、マイナンバーカードの導入に伴い、更なる導入団体の普及拡大を図る。（※）

## コンビニ交付サービス対象人口

	団体	対象人口
平成29年8月31日時点	430	7,693万人
平成29年度末見込み	508	8,540万人

（※）コンビニ交付サービスの導入促進に関する総務大臣通知（平成28年9月16日）（抄）

「全国各地のコンビニで各種証明書が取得可能となるコンビニ交付サービスのメリットを、多くの国民に実感していただくためには、全国の市区町村における導入を目指すことが必要と考えておりますので、未導入団体におかれましては、導入に向けた早期かつ積極的な検討をお願いします。」

## 年度別コンビニ交付通数

種別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
住民票	259,500	360,944	432,348	748,120
住記載	228	1,260	2,213	6,310
印鑑	215,581	326,237	393,904	664,150
税	12,478	31,075	46,253	87,051
戸籍	12,433	20,518	24,643	47,196
附票	1,241	2,103	2,951	5,714
合計	501,461	742,137	902,312	1,558,541



**導入のメリット** (Benefits of Introduction)

- ・住民の利便性向上 (Improvement of Resident Convenience)
- ・窓口業務の負担軽減 (Reduction of Counter Staff Burden)
- ・証明書交付事務コストの低減 (Reduction of Certificate Delivery Administrative Costs)

**いつでも** (Whenever) → 早朝から夜 (6:30~23:00) まで土日祝日も対応 (From early morning to night (6:30~23:00) including weekends and holidays)

**どこでも** (Anywhere) → 全国の約50,000店舗で交付を受けられる (Available at approx. 50,000 stores nationwide)

# 市区町村の参加状況



# ワンストップ・カードプロジェクトのアクションプログラム(コンビニ交付導入促進)

(基本コンセプト) コンビニ交付サービスの全国展開を推進し、国民が「いつでも・どこでも・なんでも」証明書等の交付サービスを受けることができる環境の構築を目指す。

課題	全国展開に向け講じる方策(特に小規模市町村に対する対応が必要)	
費用負担の緩和	「廉価版クラウド」の導入 (イニシャルコスト削減)	・ J-LISの提案を踏まえ、民間事業者が「廉価版クラウド」(住・印対象)を導入を検討(費用は最大5割削減)。平成29年度サービス開始予定。
	J-LIS運営負担金の削減 (ランニングコストの削減)	・ 今後参加団体数が増加する見込みを踏まえ、平成29年度から負担金総額を10%削減。負担金の減額幅は小規模市町村に配慮。 (人口100万以上:3%~町村:30%減額) ・ さらに今後の参加団体数の推移に応じ、2年ごとに負担金の見直しを検討
	コンビニ事業者へ支払う手数料引下 (ランニングコストの削減)	・ 参加団体数の増加見込等を踏まえ、市区町村がコンビニに支払う手数料について、平成29年度より1通123円から115円に引き下げ。
国民の利便性向上	庁舎における自動交付機 (キオスク端末)の設置促進	・ 国民の利便性向上・市区町村の業務効率化につながる庁舎自動交付機設置の検討を要請
	郵便局における自動交付機 (キオスク端末)の設置促進	・ 日本郵便の地域貢献の一環として、郵便局におけるキオスク端末の設置を推進。(市区町村への設置スペース等の無償提供、日本郵便による試行設置)
	交付可能証明書類の統一 (戸籍証明書導入の促進)	・ J-LISの提案を踏まえ、民間事業者が「廉価版戸籍コンビニ交付システム」の導入を検討(費用は最大5割削減)。平成29年度サービス開始予定。

## 【導入拡大に向けた新たな目標】

- ・ 国民の利便性向上のため、最終的には全市町村がコンビニ交付に参加するよう導入を促す。
- ・ 当面の目標としては、平成29年度から平成31年度までの3年間を集中取組期間として設定し、本アクションプログラムに基づき、コンビニ交付未参加団体の導入を促進。平成31年度末における実施団体の人口の合計が1億人を超えることを目指す。

## 【地方財政措置の拡充】

- ・ コンビニ交付サービス導入にかかる地方財政措置の期限を平成31年度まで延長。導入後3年間措置を講じる。
- ・ 全ての証明書(特に戸籍)導入を推進するため、特別交付税措置の措置上限額を5,000万円から6,000万円に引き上げ。



# コンビニ交付サービスにおける費用負担の緩和

## 1 J-LISのコンビニ交付サービス運営負担金の軽減について

**課題** コンビニ交付サービス運営負担金について小規模市町村から減額の要望が多く寄せられている

時期	市区町村数
平成27年12月末	100市区町村
平成29年8月31日	430市区町村

**マイナンバーカード対応(平成28年1月)以降、参加市区町村数は4倍超に拡大**

参加市区町村数の増加に伴い、平成28年度に単年度収支が初めて黒字化となる見込み  
→平成29年度から市区町村のコンビニ交付サービス運営負担金総額を10%減額する。

市区町村	人口	現行金額(万円)	改定金額(万円)	減額幅
政令市	100万以上	1,000	970	3%
政令市	100万未満	800	770	4%
市(区)	15万以上	500	470	6%
市(区)	5万~15万	300	270	10%
市	5万未満 <b>(新設)</b>	300	220	27%
町村	-	100	70	30%

- ・新たに5万人未満の市の区分(250万円)を設けた上で、一律30万円減額した。
- ・今後の参加市区町村数の推移を踏まえつつ、2年毎に負担金の見直しを行う。

## 2 コンビニ等事業者の委託手数料の軽減について

**課題** 委託手数料について大規模市から減額の要望が多く寄せられている

委託手数料は、事業者のキオスク端末やシステム改修等の投資及び紙・電気代等のランニングコスト等を勘案し、証明書1通あたり123円に設定されていた。  
→今後、参加市区町村の大幅増によりコンビニ交付通数の拡大が見込まれることから平成29年度からすべての事業者で115円(現行比8円減額)としている。

# マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置の拡充

## 1 趣旨

コンビニ交付サービス未導入団体の導入を後押しするため、マイナンバーカードの多目的利用（コンビニ交付、市区町村の自動交付機（キオスク端末）設置等）に要する経費について財政支援を行う。

## 2 拡充内容（平成29年度～）

### 現行

- ・ 平成30年度までの措置
- ・ 必ずしも3年間措置を受けられない（全市区町村一律、平成30年度まで）
- ・ 上限額5,000万円

### 拡充後

- ・ 平成31年度まで（措置期限1年間延長）
- ・ 最大3年間の措置（平成31年度の導入で、最長平成33年度まで）
- ・ 上限額6,000万円（1,000万円引上げ）

### 算定対象となる経費（参考）

- A 基本構成機器（サーバ機器、端末機器及びデータベース等）の購入等経費
- B 各市町村とシステムを共同構築するために必要な専用線及びルータ等の購入等経費
- C A及びBの導入等に係る機器環境設定やシステムインストールのための経費、コンビニ交付に参加する際のJ-LISへの運営負担金、コンビニ事業者への手数料

- ※ 自治体クラウド化の推進に資する場合に限る
- ※ 過去3年度以内に導入したもののうち、現年度の経費を措置

### 多目的利用の例（参考）

- ・ 証明書自動交付機（キオスク端末）の庁舎設置
- ・ // 郵便局設置
- 住民生活に身近な拠点での交付による利便性拡大、市区町村の業務効率化
- ・ カードの印鑑登録証としての併用
- 窓口、コンビニ、双方で印鑑登録証明書の交付可能
- ・ 発行できる証明書の拡充
- 税証明書、戸籍証明書への対応で、サービス標準化

# 廉価版クラウド(住・印)と現在のサービスの費用比較

## < コンビニ交付システムを導入した場合に団体が負担する費用比較 >

当初経費については、J-LISが平成28年度調査で集計した導入団体の平均金額と廉価版クラウドを導入した場合(金額は平成28年度に実施した参加予定調査アンケート結果で「参加を検討してもよい」とされた金額を目標に設定した金額)の費用比較

	項目	支払先	現在のサービス①	廉価版クラウド+負担金 減額+手数料減額②	差額(②-①)
<b>当初経費</b>					
1	基幹システム改修費/ コンビニ交付システム導入費	基幹システムベンダ/ 証明発行サーバ構築 ベンダ	16,000千円	7,000千円	-9,000千円
2	当初経費小計A		16,000千円	7,000千円	<b>-9,000千円</b>
<b>例年経費(年額)</b>					
3	負担金	J-LIS	1,000千円 (「町村」の場合の金額)	700千円 (「町村」の場合の金額)	-300千円
4	証明書交付手数料(※1)	コンビニ事業者	246千円 (1通:123円)	230千円 (1通:115円)	-16千円
5	コンビニ交付サービス利用料	証明発行サーバ構築 ベンダ	2,400千円 (月額200千円×12ヶ月)	1,800千円 (月額150千円×12ヶ月)	-600千円
6	年額経費小計B		3,646千円	2,730千円	<b>-916千円</b>
7	5年間経費合計 (小計A+小計B×5)		34,230千円	20,650千円	<b>-13,580千円</b>
参考	1通あたりの経費(※2) (5年間経費合計/ (5年×年間2,000通))		3,423円	2,065円	<b>-1,358円</b>

(※1) 証明書交付手数料は、年間交付通数2,000通を想定して試算

(※2) 経費については、手数料収入、特別交付税措置分を含まず

行1、5の費用については、ベンダにより異なる。

# 廉価版戸籍コンビニ交付システムと現在のサービスの費用比較

## < コンビニ交付システムを導入した場合に団体が負担する費用比較 >

当初経費については、J-LISが平成28年度調査で集計した導入団体の平均金額と戸籍廉価版を導入した場合の費用比較。

	項目	支払先	現在のコンビニ交付システム①	廉価版コンビニ交付システム+手数料減額②	差額(②-①)
<b>当初経費</b>					
1	基幹系システム改修費/戸籍システム改修費	基幹系システムベンダ/戸籍証発ベンダ	40,000千円 ※3	8,000千円～	-32,000千円
2	<b>当初経費小計A</b>		<b>40,000千円</b>	<b>8,000千円～</b>	<b>-32,000千円</b>
<b>例年経費 (年額)</b>					
3	証明書交付手数料 (※1)	コンビニ事業者	246千円 (1通:123円)	230千円 (1通:115円)	-16千円
4	コンビニ交付利用料/保守料	戸籍証発ベンダ	3,000千円 (月額250千円×12ヶ月)	1,800千円 (月額150千円×12ヶ月)	-1,200千円
5	<b>年額経費小計B</b>		<b>3,246千円</b>	<b>2,030千円</b>	<b>-1,216千円</b>
6	<b>5年経費合計 (小計A+小計B×5)</b>		<b>56,230千円</b>	<b>18,150千円</b> ※4	<b>-38,080千円</b>
参考	1通あたりの経費 (※2) (5年間経費合計/ (5年×年間2,000通))		5,623円	1,815円	<b>-3,808円</b>

※1 証明書交付手数料は、年間交付通数2,000通を想定して試算

※2 経費については、手数料収入、特別交付税措置分を含まず

※3 戸籍同一人宛名データ連携費等に係る基幹系システム改修費/戸籍システム改修費は、『証発間連携IF1.0』による連携仕様標準化により、基幹系システム改修費/戸籍システム改修費が大幅に下がる見込み

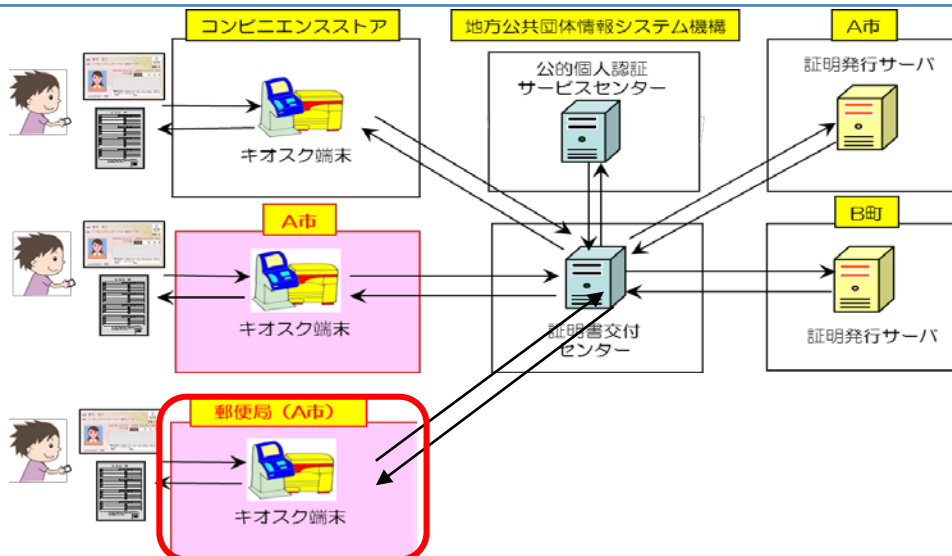
※4 基幹系システム改修費/戸籍システム改修費を800万円として試算

行1、4の費用については、ベンダにより異なる。

# 郵便局における自動交付機(キオスク端末)設置の促進

## ①市区町村がキオスク端末を郵便局に設置するケース(庁内設置)

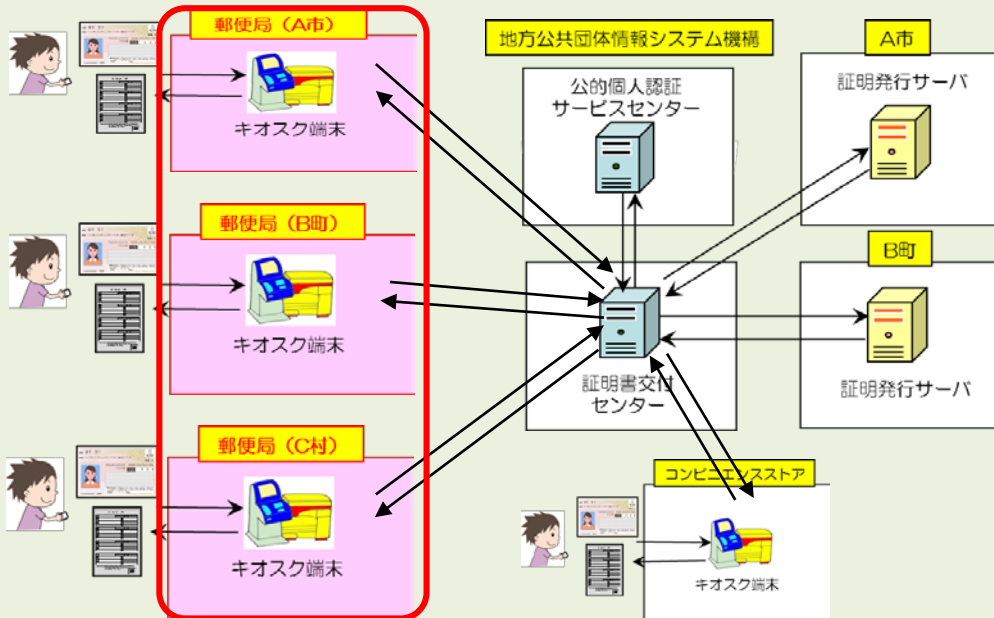
試験的に、設置スペースと維持・管理業務を無償で提供し、利用状況や運営上の課題等を検証した上で、更なる普及を促進する



## ②日本郵便がキオスク端末を自ら設置するケース(新規事業者として参加)

コンビニエンスストア等と同様に参加事業者として、各郵便局へキオスク端末を設置

H29.10より全国14局で開始



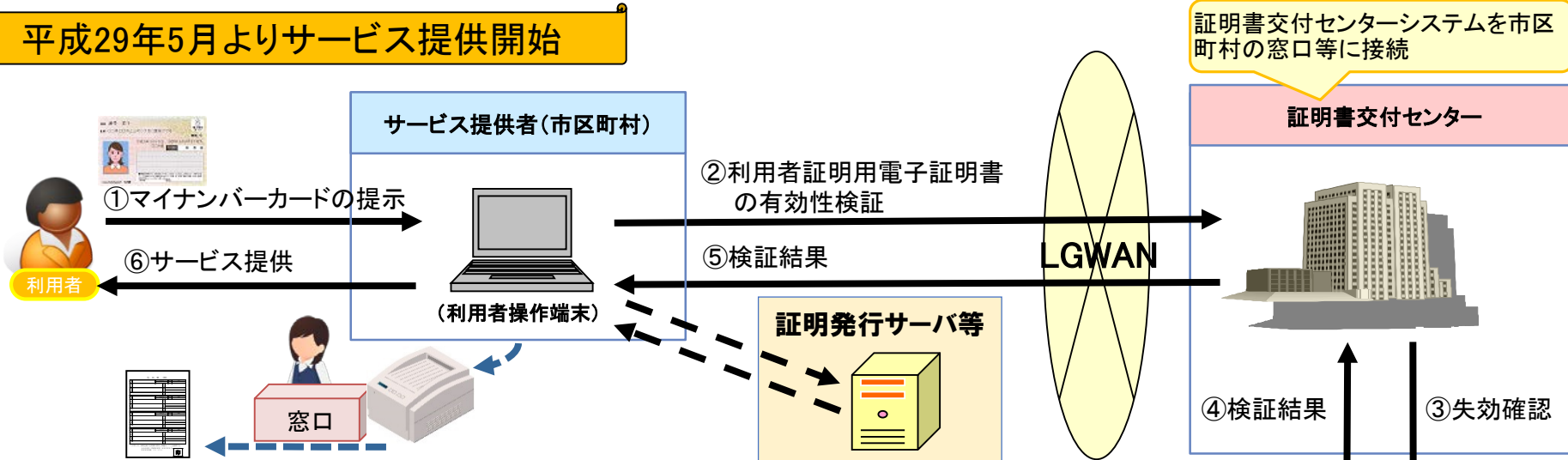
# コンビニ交付サービスの基盤の活用

コンビニ交付におけるマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効性検証基盤を活用し、市区町村の窓口での各種サービス提供の際にも公的個人認証サービスが利用できるようにするための検討を行っています。

＜確認の手順＞

1. 利用者は、サービス提供を受けるためにマイナンバーカードを提示する。
2. 証明書交付センターは、JPKIセンターにマイナンバーカードに格納された利用者証明用電子証明書を検証（失効確認を含む。）する。
3. JPKIセンターから、サービス提供者へ利用者証明用電子証明書の検証結果を返却する。

平成29年5月よりサービス提供開始



例) 窓口で利用者証明用電子証明書で利用者の特定を行うケース(窓口での証明書交付サービス)

- ・市区町村窓口の利用者操作端末を設置
- ・利用者が利用者操作端末を操作し、マイナンバーカードをICカードR/Wにかざして証明書交付要求(利用者操作端末横のレシートプリンタから受付票が出力され、利用者が取る)
- ・市区町村の窓口カウンター裏(職員側)に設置のプリンタより、住民票の写し等の証明書を出力
- ・利用者が受付票を職員へ渡し交付手数料を支払った後、証明書を交付

コンビニ交付サービスのJPKI認証基盤を活用することで、公的個人認証サービスを使った窓口交付、印鑑登録証等のサービスが利用できるようになります。

# マイナンバーカードの取得促進について（依頼通知概要）

本年秋頃より情報連携やマイナポータルの本格運用が開始される予定であり、これに合わせ、これらマイナンバー制度の利便性及びそれらを支えるツールとしてのマイナンバーカードの利点について、より幅広く周知・広報に取り組むことが重要

## 1. 「マイナンバーカード取得促進キャンペーン」の実施

マイナポータルの本格運用開始や2～3月の確定申告等を見据え、遅くとも11月には開始し、期間を定めて、以下に配意しつつ、各種取組を集中的に実施することを要請。

- 市区町村間の連携や都道府県による調整を通じ、近隣団体で同時期展開
- 無料顔写真撮影、オンライン申請の補助、土日・平日夜間の開庁時間延長
- 子育てワンストップサービス関係部署との連携
- 税申告会場における申請受付（税担当部局や税務署との連携）
- 運転免許証自主返納者等に対する取組み（警察署や運転免許センターとの連携）
- 差出期限切れの交付申請書用封筒（料金受取人払）の延長利用、ダウンロード様式の周知・広報

## 2. マイナンバーカードの利活用の推進

マイナンバーカードの取得促進に向けては、マイナンバーカードの利点を認識することが重要。以下のような利活用推進策を実施することを要請。

- 職員証としての利活用推進等、職員の交付申請促進
- コンビニ交付サービスの導入促進（平成29年8月31日現在：430団体・対象人口7,693万人。大手コンビニ3社含め11社で対応。全国約53,000店）
- マイナポータルを活用した新たな行政サービスや行政手続の検討及び実施
- マイナンバーカードの券面情報を活用した申請書等の自動記載導入の検討及び実施（申請者の申請書記載及び職員の記載ミス確認の負担を軽減）
- 官民連携したマイナンバーカード利活用推進策について民間事業者への協力要請

## （取組内容の調査及び取組拡大に向けた情報提供）

本通知を受けて展開される取組みの内容については、10月末時点で調査を行うとともに、その結果を各地方公共団体に提供し、あわせて公表する予定。

# 都道府県内全市町村での「マイナンバーカード普及促進キャンペーン」(徳島県)

- 全県で統一的な「マイナンバーカード普及促進キャンペーン」を実施
- 各種会場でのPR時に「マイナちゃん」等を活用してメディアへ訴求し、広く県民に周知

## 全県で統一的な「マイナンバーカード普及促進キャンペーン」を実施

- 県及び市町村の若手職員で構成する「マイナンバーカード普及・利活用タスクフォース」での提案を具現化し実施
- 期 間:平成29年9月4日(月)～12月31日(日)
- 内 容

### (1)オリジナルコラボシール貼付のカードケースをプレゼント

期間中にカードの申請又は交付を受けた方(先着7千名)及び既にカードを持っている方(先着3千名)に徳島県マスコット「すだちくん」と「マイナちゃん」のオリジナルコラボシール貼付のカードケースをプレゼント

なお、シールについては、J-LISから配布されているカードケース裏面に貼り付け、各市町村窓口で交付

### (2)市町村独自のキャンペーンを実施

来庁者へのPRポケットティッシュの配布や協力商業施設での店内放送によるキャンペーンの周知のほか、カード申請用の無料の写真撮影や申請補助、交付時にグッズを配布するなど、各市町村が独自にキャンペーンを実施

### (3)各種会場でのPR

「マイナちゃん」や「自治体マスコットキャラクター」の活用、統一デザインの「キャンペーンPRのぼり」や「スタッフジャンパー」の作成により、メディアへの訴求を高めた結果、NHK・四国放送・地元CATVで取り上げられ、広く県民に周知。

また、市役所でのPRでは、興味を持った来庁者をカード申請窓口へ案内。

#### ①JR徳島駅前広場

日 時:平成29年9月5日(火)午前7時30分から午前8時30分まで

場 所:JR徳島駅前広場

内 容:PRグッズの配布、マイナちゃんの登場

#### ②鳴門市役所

日 時:平成29年9月5日(火)午後1時から午後2時まで

場 所:鳴門市役所本庁舎1階ほか

内 容:PRグッズの配布、マイナちゃんの登場

#### ③阿南市役所

日 時:平成29年9月6日(水)午前10時から午前11時まで

場 所:阿南市役所1階

内 容:PRグッズの配布、阿南市マスコット「あななん」及びマイナちゃんの登場

オリジナルコラボシール(イメージ)





## ○タブレット端末を活用した無料の写真撮影及び申請補助

タブレット端末を活用し、無料の写真撮影及びオンライン申請の申請補助を実施

- 丁寧な説明等を行い、マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する不安や疑問点を解消
- さらに、タブレットを使用した無料の写真撮影やオンライン申請の申請補助を実施

具体的な補助申請のフロー

### (1) 丁寧な説明と相談

対面の窓口で丁寧にマイナンバー制度やマイナンバーカードについて説明し、また不安や疑問点を相談にのり解消することで、交付申請につなげる。

### (2) 申請書の確認

個人番号カード交付申請書を持参しているか確認。無い場合は、身分証を確認し、統合端末から個人番号カード交付申請書を出力

### (3) タブレットによる写真撮影

受付番号札を渡し、職員により順番に写真を撮影。なお、撮影時には2枚撮影し、希望する方を選んでもらうことで、撮り直しを軽減

### (4) 規約等の説明

オンライン申請の利用規約・電子証明書・点字について説明。交付申請書に申請日、使用したタブレットの番号、受付番号、生年月日の西暦、電話番号、電子証明書の要否、点字の要否を記入し、市が保管※オンライン申請には申請書は不要だが、申請書に必要事項を記入し、市で保管することで不備があった際等に確認

### (5) オンライン申請補助

職員がオンライン申請の補助として、タブレットで操作を補助。市のメールアドレスを入力し、メール連絡用氏名は都城市役所市民課+受付番号。タブレット1台毎に専用のメールアドレスを設定

オンライン申請の最終の入力確認画面で申請者自身が登録ボタンを押すことで最終確認

### (6) 交付時の必要書類等の説明

カード交付までの流れ、交付時期、交付の際に持参する書類について説明



1人5分程度  
で申請完了!



## ○特設会場の設置や公民館、商業施設等で申請補助を行い申請機会を創出

### 1 マイナンバー特設会場を設置

- 市役所本庁舎にマイナンバー特設会場を設置し、マイナンバーに関する相談、マイナンバーカードの申請補助、通知カード・マイナンバーカードの交付
- 特設会場
  - ・会議室を特設会場として使用
  - ・第2、第4日曜日や毎週木曜日の夜間にも窓口を開設

### 2 公民館、企業、確定申告会場、商業施設でのオンライン申請受付

- 公民館、企業、確定申告会場、商業施設に職員が出向き、職員が補助しながらタブレットを用いたオンライン申請を行う

#### (1) 公民館

市役所や総合支所に来ることが難しい方を想定し、公民館でのオンライン申請受付を実施

#### (2) 企業

就業者を対象として、企業へ出向きオンライン申請受付を実施

#### (3) 確定申告会場

- ① 確定申告会場開設期間においては、税務署とタイアップし、申告会場において申請補助を実施(e-Taxの利用が見込める)
- ② 市の申告会場においても、申請補助を実施

#### (4) 商業施設

家族連れ等の幅広い層を対象者と想定し、商業施設で申請補助を実施

### 3 運転免許センターや金融機関等でのチラシ配布

- 関係機関にマイナンバーカード取得に関するチラシの配布依頼

**免許証を返納された方へ  
マイナンバーカードを作りませんか？**

マイナンバーカードがあれば・・・

- 免許証などと同様に、身分証明書として使えます。
- 住民票の写しや印鑑証明書、戸籍証明書、所得課税証明書コンビニで取得できます。

マイナンバーカードでさらに便利に！

- 平成29年秋頃～図書館カードとしての利用
- 平成30年度～順次健康保険証としての利用

マイナンバーカードは、様々な活用が検討されています！

**マイナンバーカード申請のお手伝いを  
しています（無料）**

都城市では、マイナンバーカードを希望する都城市民の方へ、写真を撮って、カードの申請をするお手伝いをしています。個人番号カード交付申請書又は身分証をお持ちください。

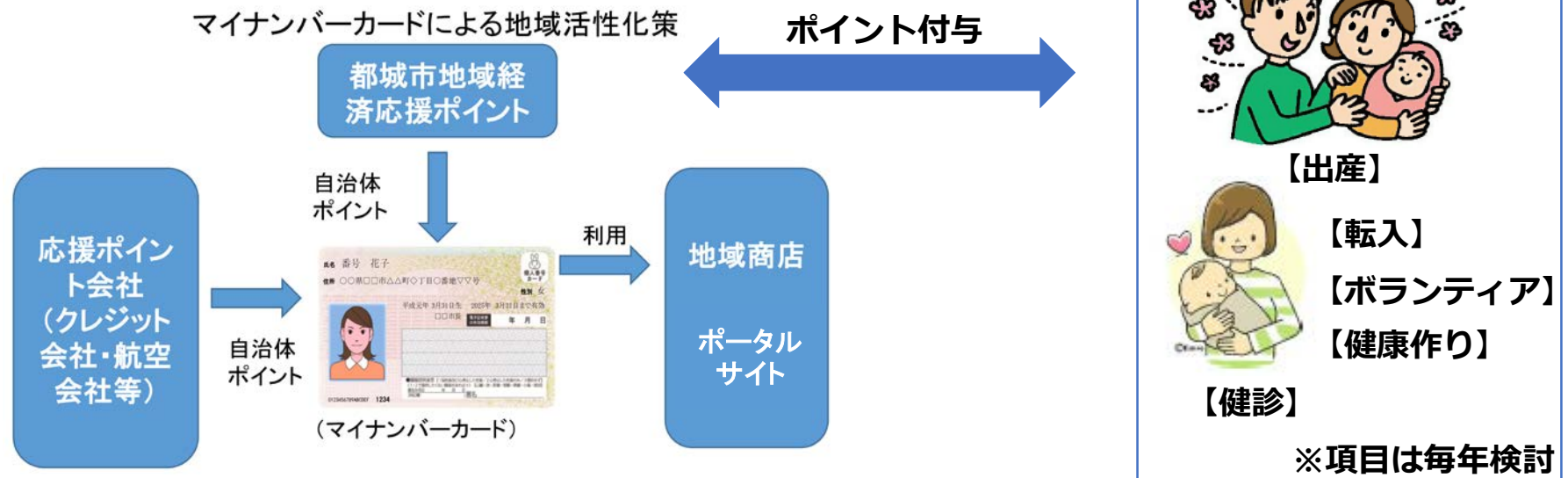
○場 所 都城市役所7階 マイナンバー特設会場  
各総合支所 市民生活課

○時 間 平日、第2・第4日曜日 8時30分～17時15分

## ○カード普及促進のためのカード利便性の向上

都城市地域経済応援ポイント活用事業(平成29年度中開始予定)

- 国が構築する自治体ポイント管理クラウドを活用し、結婚や出産等のライフイベント時や子ども子育てイベント等への参画時にポイントを付与し、そのポイントを地域店舗等で利用できるようにすることで、市民の市政への積極的な参画や地域経済の活性化を図る。
- 自治体ポイントを利用して全国の産品が購入できるポータルサイト利用への呼び水となることを期待。



## ○掲載予定商品



地元の産品の販売促進に活用

- マイナンバー制度を推進し、住民満足度・業務効率アップ、段階を踏んだ取組を実施
- マイナンバー制度・カードを見てもらう、知ってもらう、引きつける取組

## 1 マイナンバー制度を推進し、住民満足度・業務効率アップ、段階を踏んだ取組を実施

- マイナンバー制度を積極的に推進することで、住民満足度・業務効率の改善を図ることを目的として実施
- 庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、制度推進のアイデアや周知方法を検討
- 町長からの『小規模自治体のメリットを最大限に活かし全職員が協力して一丸となって、取り組む』宣言
- 制度推進のため、段階を踏んだ取組を実施

## 2 見てもらう、知ってもらう、引きつける取組

- マイナンバー制度やカードを見てもらう、知ってもらう、引きつけるをテーマに以下の取組を実施

### (1) 毎月、広報紙にマイナンバー制度に関する記事を掲載

分かりやすくをモットーに連載することで注目を引く。また、引きつける工夫として手書きの4コマ漫画を作成

### (2) ホームページやFaceBook、Twitterを活用した周知

見やすい、分かりやすい表現を第一に様々な媒体で周知

### (3) 地域に出向いての説明会

地域に職員が出向いて分かりやすく説明を行う。引きつける工夫として、説明会では職員による寸劇(動画)を使用

### (4) 職員1人1人がPR

町長の『全職員が一丸となって取り組む』宣言のもと、全職員がマイナンバー制度について簡単な説明ができ、職員1人1人がPRできることを目的に、全職員を対象とした研修を実施(90分×6コマ)。

研修でも、まずはマイナンバー制度を知る、理解する、そして説明スキルを身につけると順を追って実施し、研修後も身につけた説明スキルを家族や知人にマイナンバー制度を説明することで、スキルの定着を図った



## ○マイナンバーカードを分かってもらう、申請してもらう、使ってもらう取組

### 3 分かってもらう取組

- 行政区ごとで実施する行政懇談会で、マイナンバーカード申請について、分かりやすいフロー図を使い、詳しく説明を実施
- さらに、町で独自に作成したマイナンバーカードの申請方法を分かりやすく説明した資料を全世帯に郵送

### 4 申請してもらう取組

- 大字事務所などの地域に職員が出向き、タブレット端末を用いた写真撮影及びオンライン申請を補助
- 交付の際も、同じく地域に出向いて交付を実施（五霞町オリジナルの行政区方式を採用）

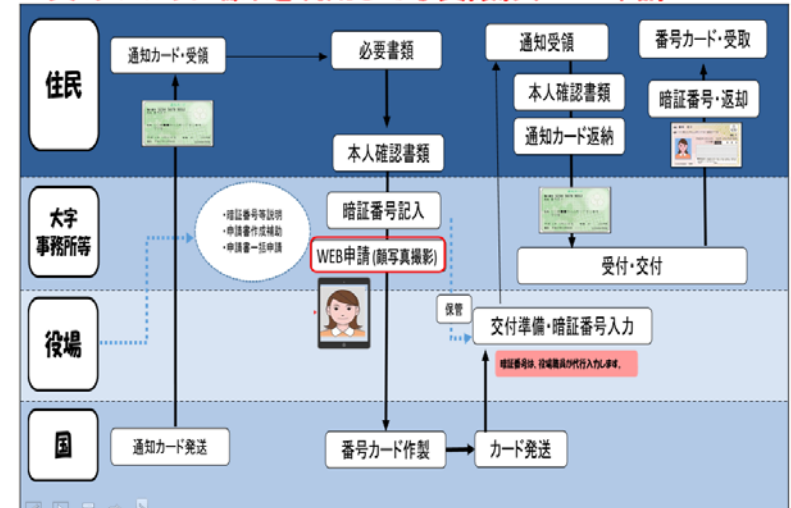
### 5 使ってもらう取組

- コンビニ交付サービスを平成28年4月1日から導入  
 現在は、コンビニで証明書をスムーズに取得できるように、マイナンバーカード交付時に窓口でマニュアルを配布するほか、コンビニ交付サービスを周知するために、大型看板や町内のコンビニにのぼり旗を設置し、利用拡大に努めている（五霞町内にコンビニは6店舗）。
- マイナンバー確認と本人確認が行えるカードであることをPR  
 マイナンバーを提示いただく窓口等にて、マイナンバーカードはマイナンバーと本人確認が1枚で行える唯一のカードであることをPRし、カードの取得促進につなげている。



行政区交付方式(五霞町オリジナル)

工夫: タブレット端末を利用して写真撮影、WEB申請



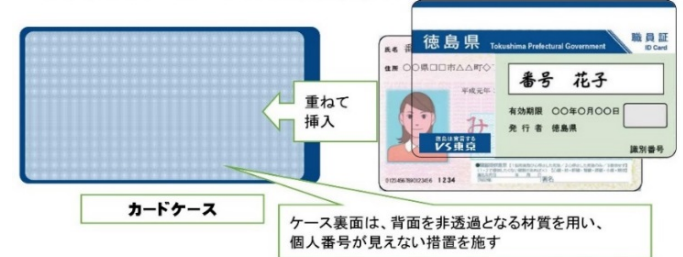
# マイナンバーカードのマイキー部分の利活用 徳島県の取組事例

- マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証
- マイナンバーカードによるパソコン等へのログイン(セキュリティ強化)

## 1 マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証

- 職員証(マイナンバーカードの顔写真部分と氏名部分が透明となっているもの)とマイナンバーカードを重ね合わせ、専用のカードケースに挿入することで、顔写真入り職員証として使用
- なお、マイナンバーを外から見られないよう、カードケースの裏面は非透明

マイナンバーカードとの重ね合わせ

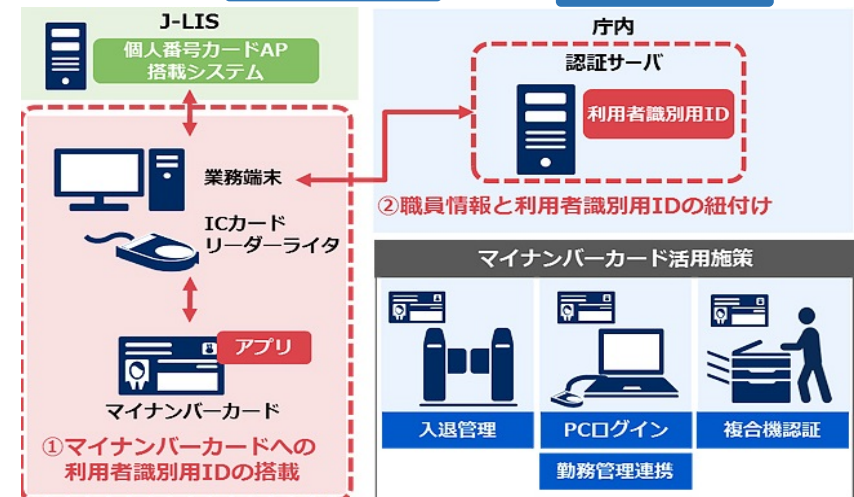


職員証

カードケース裏面

## 2 マイナンバーカードによるパソコン等へのログイン

- マイナンバーカードの空き領域へ利用者識別のためのアプリケーションを組み込むことで、マイナンバーカードをパソコンへのログイン、特定のセキュリティ管理区域への入室時の本人確認に活用
- パスワードによる認証では、同じパスワードの使いまわし等、セキュリティ強度低下のリスクが常に存在することを解消



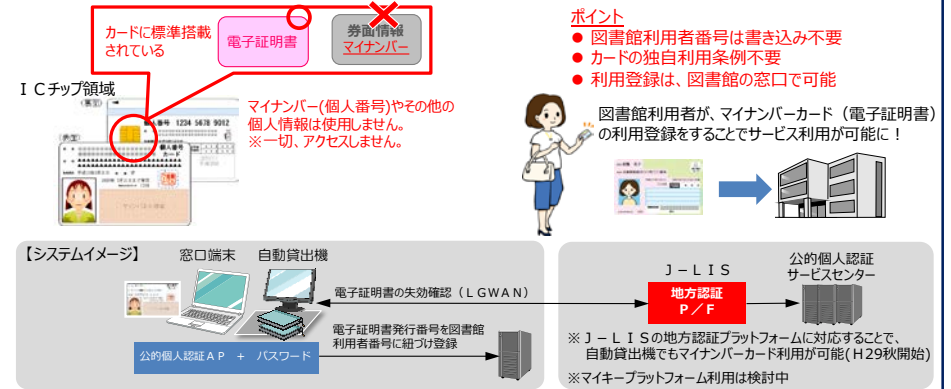
※徳島県は上図の「複合機認証」は実施していない。

# マイナンバーカードのマイキー部分の利活用 兵庫県姫路市の取組事例

- マイナンバーカードの電子証明書による図書館利用
- マイナンバーカードの券面情報による申請書自動作成サービス

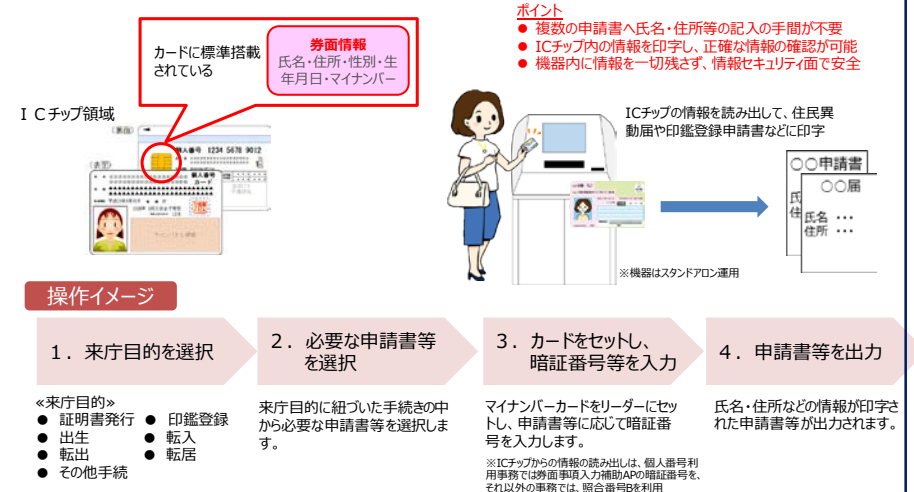
## 1 マイナンバーカードの電子証明書による図書館利用

- カードのICチップ領域に標準搭載されている電子証明書を利用。マイナンバーカードの空き領域を利用する方式(カードAP方式)ではないため、カード独自利用の条例の制定が不要
- マイナンバーカードを持っている市民は図書館の窓口での利用登録を行うことで、サービスを利用可能



## 2 マイナンバーカードの券面情報による申請書自動作成サービス

- 窓口へ提出する申請書等には氏名、住所を記載することがほぼ必須であり、複数の手続を一度に行う市民にとって、繰り返し同じ内容を記入することが負担となっていることから、マイナンバーカードの券面情報を活用して申請書等への記入負担を軽減
- 機器内に一切の情報を残さない仕組みとし、市民の情報流出への不安に配慮



## ○マイタク(でまんど相乗りタクシー)のマイナンバーカードの活用

平成28年より導入しているマイタク※の利便性向上のため、マイナンバーカードを活用する実証実験を平成29年度に開始

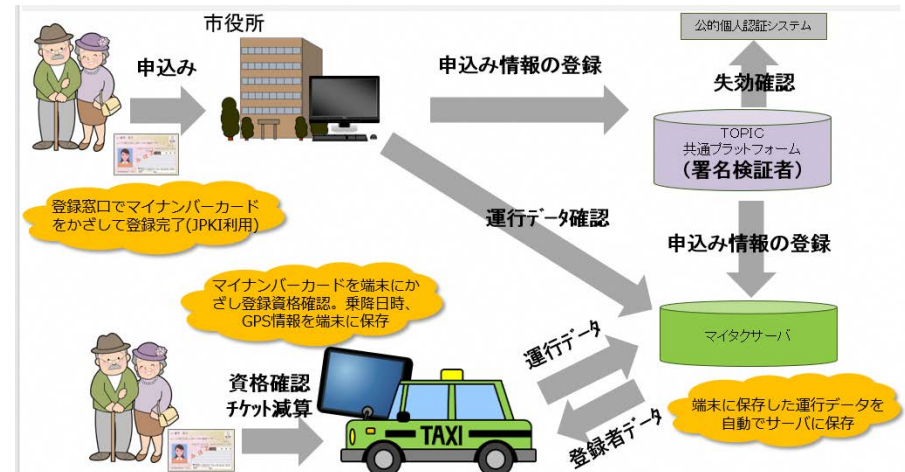
※マイタク:高齢者など移動困難者がタクシーを利用する際の運賃補助制度。利用登録を行うことで利用者へ利用登録書と利用券が発行され、タクシー利用時に提示することで運賃補助を受けることができる。

### ○マイタク利用のフロー

- (1)マイタク申請者のマイナンバーカードの空き領域にカードAPを書き込み(市役所・支所の窓口)  
※条例制定以降に交付されるマイナンバーカードには、交付前に事前にカードAPを書き込み
- (2)マイタクの利用登録(市役所・支所の窓口)  
※カードAPの書き込みがない申請者には、(1)と(2)を同時に実施
- (3)タクシー内に設置している端末にマイナンバーカードをかざして利用  
自動で割引料金を計算
- (4)端末から運行データをマイタクサーバーにアップデート、データ確定処理等を行い、  
利用明細書を作成
- (5)マイタクサーバーの精算データを利用し、精算手続きを実施

### ○マイナンバーカードによる電子化・自動化により以下の効果が得られる

- 利用登録証、利用券がマイナンバーカード1枚に
- 利用登録から即日利用可能  
(現行では、利用登録や利用券等の発送に2週間必要)
- 利用料金の計算、利用条件の確認等を自動化
- 運行履歴データの作成や割引条件の変更も自動対応





## ○母子健康情報サービスのマイナンバーカードの活用

妊娠中・子育て中のママと家族へ向けた未来型健康支援・子育て支援サービス

➤ 母子健康手帳に記録されている情報や子育てに関する情報を電子化・ウェブ化することで、いつでも、どこでも、安心して情報を提供するサービス

➤ 提供される情報・サービス

- ・自治体からのお知らせ
- ・日記機能
- ・はじめて記念日
- ・法定健診結果のデータ連携
- ・予防接種履歴のデータ連携
- ・予防接種のスケジュール管理
- ・ご家族や遠方の祖父母との情報共有機能

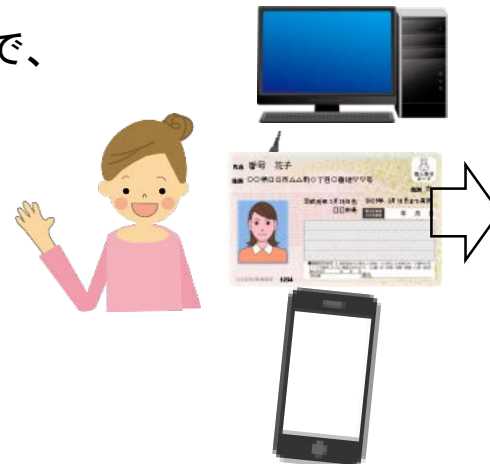


マイナンバーカード1枚  
で利用登録！

スマートフォン・パソコン  
で情報閲覧可能！

➤ マイナンバーカードの公的個人認証を活用することで、安全に、正確に本人確認を実施し、スマートフォン、パソコンで情報・サービスの利用が可能

➤ 母子健康サービスの品質向上とコスト削減を図れ、さらに住民との接触機会が増加



## ○マイナンバーカードの公的個人認証を用いオンラインで証券口座を開設

マイナンバーカードの公的個人認証を用いオンラインでマイナンバーの収集と本人確認を行うことで、証券口座を開設(GMOクリック証券がサービス提供事業者、GMOグローバルサインがプラットフォーム事業者)

### ➤ 口座開設に必要な手続き

平成28年1月から所得税法等により、新規顧客については、マイナンバーの収集が義務化  
さらに犯罪収益移転防止法の特定事業者にあたる証券金融業では、厳格な本人確認が必要

### ➤ 公的個人認証サービスの利用

各根拠法に準拠し、かつ、業務の効率化及び顧客利便性の向上を目指し、GMOグローバルサインの公的個人認証を利用した本人確認を実施

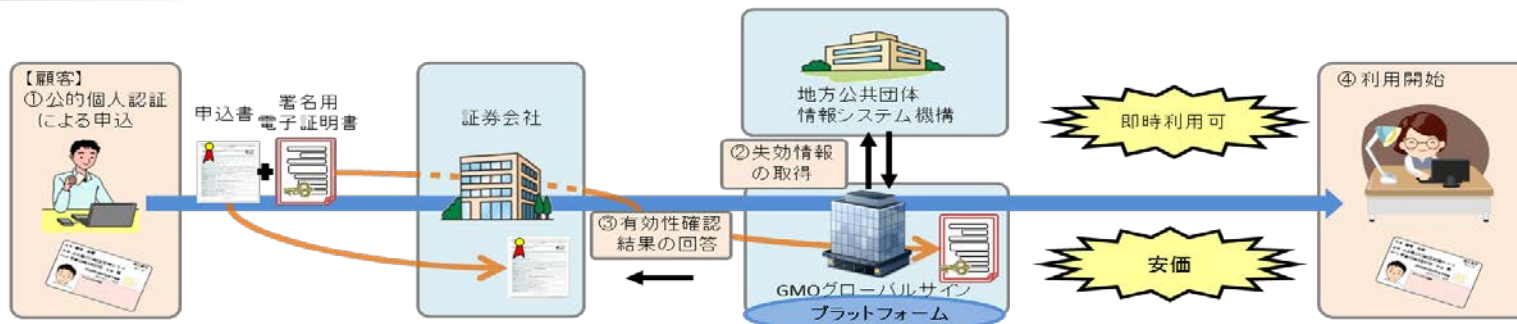
公的個人認証により、マイナンバー・本人確認書類の郵送不要で、オンラインで手続きが完結・即時取引開始可能

### ➤ サービス開始日：平成28年11月26日

### <現状>



### <導入後>



○マイナンバーカードの公的個人認証を用いオンラインで住宅ローンを申し込み

マイナンバーカードの公的個人認証を用いることでオンラインで契約を完結することが可能(三菱東京UFJ銀行がサービス提供事業者、凸版印刷がプラットフォーム事業者)

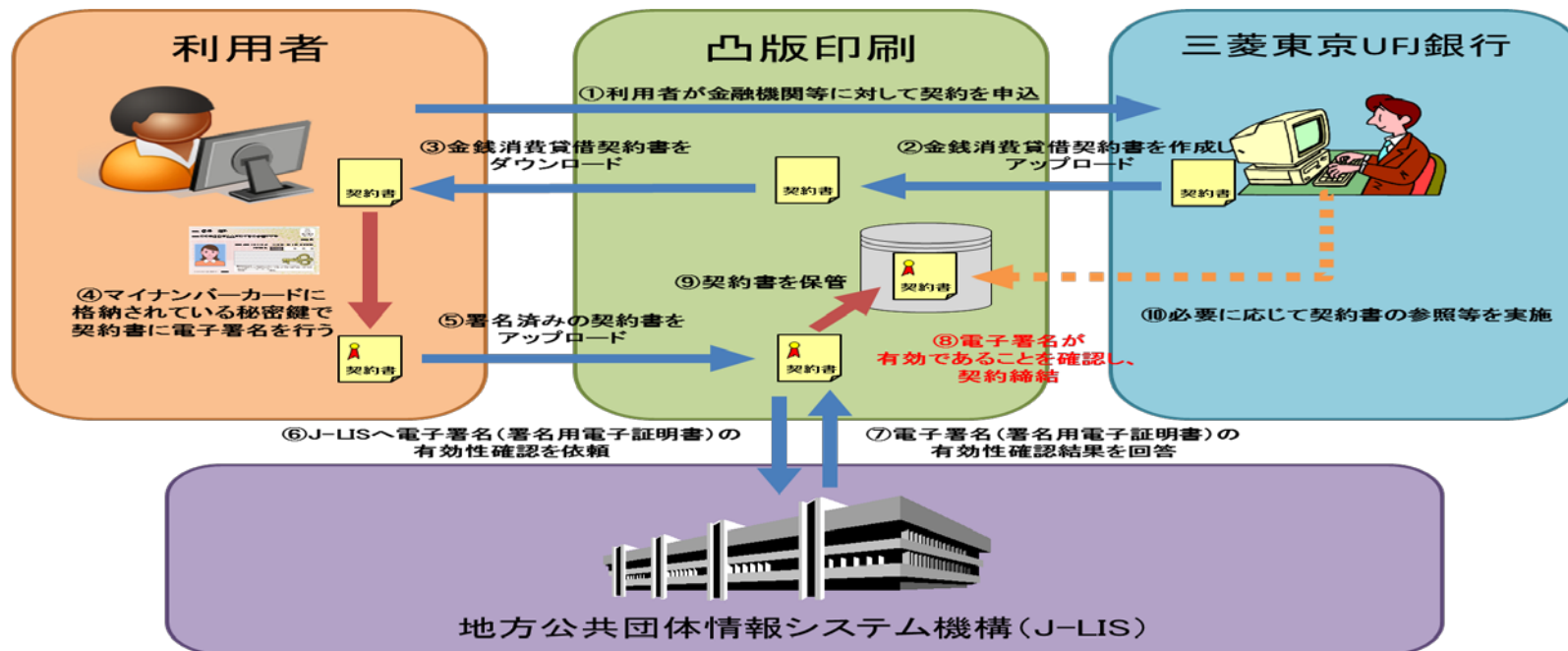
➤ 従来は、実印や収入印紙が必要

従来、住宅ローンの契約手続きにあたっては、契約書面への記入や実印の押印、収入印紙の貼付が必要であり、銀行への来店が必須

➤ 公的個人認証サービスの利用

公的個人認証サービスを利用することオンラインで契約が成立するため、実印の押印や収入印紙が不要となり、銀行への来店が必要なくなる。

➤ サービス開始日：平成29年4月(※三菱地所レジデンス、東急リバブルと協働で開始)



## マイナンバーカードの普及促進に取り組みます！

- 住民制度課では、各地方公共団体、民間事業者等からのご依頼を受け、会議やイベント等での講演など、マイナンバーカードの普及促進のためのPRを積極的に行っています。
- また、市町村長さまなどへのご説明の機会があれば、積極的に対応したいと考えています。
- 地方公共団体において、マイナンバーカードに関する説明会などを以下のような趣旨で開催される場合、ご依頼があれば住民制度課より講師を派遣しますので、下記連絡先まで、ご連絡をお願いします！

■ 都道府県が、各都道府県内の市区町村の職員向けに開催する説明会

■ 都道府県・市区町村が、内部の職員、議会の議員等向けに開催する説明会

■ 市長会、町村会が、職員等向けに開催する説明会 等

### 総務省連絡先

総務省自治行政局住民制度課  
平野係長、小泉係長、猪俣事務官

E-mail: [juki@soumu.go.jp](mailto:juki@soumu.go.jp)

電話 : 03-5253-5397

# 「マイキーくん」の着ぐるみを貸し出しています！

地元のイベントなどで、マイナンバー制度や

マイナンバーカードをPRしていただける

地方自治体や民間事業者の皆様に、

「マイキーくん」の着ぐるみをお貸しします！

詳細は、下記連絡先までお問い合わせください。



平成28年3月8日 三鷹市様  
(CATV番組の撮影)

- ※ 2等身型(写真右上及び左下)と3等身型(写真右下)の2種類用意しておりますので、用途に応じてご利用いただけます。
- ※ 貸し出しは無料ですが、着ぐるみの運搬にかかる費用は、貸し出し先でご負担いただくようお願いしています。

## 総務省連絡先

公的個人認証サービス利用相談担当  
(総務省自治行政局住民制度課内)

E-mail: [kouteki-kojin@soumu.go.jp](mailto:kouteki-kojin@soumu.go.jp)

電話 :03-5253-5517



平成28年3月23日 徳島県様  
(公的個人認証利活用事業の実証イベント)



平成28年7月1日 飯泉 徳島県知事と  
(全国知事会情報化推進PTで着ぐるみご紹介)

# 參考資料

# 身分証等としての利用

## 身分証としての利活用

- これまでは機関ごとに身分証を作成していたがマイナンバーカードの利用でコスト削減可能に
- 入館ゲートや業務用端末にマイナンバーカードをかざして、入退管理
- 昨年4月から国家公務員等の身分証として利用開始。昨年11月に地方公共団体や民間企業の身分証としての利活用検討を要請したところであり、引き続き導入を推進



従来のような対面や券面コピーでの本人確認手段に加え、オンラインでの本人確認や、官民での職員証・社員証としても活用可能に

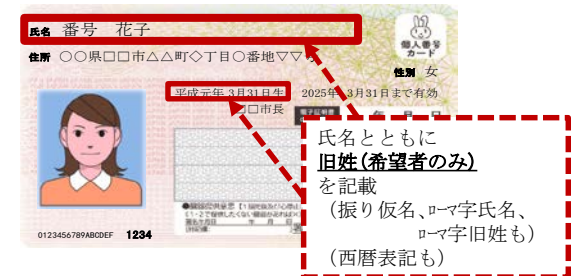
## 本人確認手段として活用

- これまでは対面または郵送で本人確認していたが、オンラインでも本人確認が可能に
- 金融サービス（FinTech）や携帯電話の開始時に、対面とオンラインの双方で本人確認書類としてマイナンバーカードを利用
- 一昨年11月には電気通信事業関係団体に対し本人確認手段として利用可能な旨を周知。昨年11月には経済団体に対し本人確認手段としての利活用検討を要請。本年以降も引き続き活用を促進



## マイナンバーカード等への旧姓併記など 券面記載事項の充実

- これまでマイナンバーカードに記載されていなかった旧姓などが表記可能に
- マイナンバーカードの券面に、本人の希望に応じて、旧姓やふりがな・ローマ字、西暦を表示
- 昨年から住民基本台帳法施行令等の改正作業やシステム改修等を実施しており、平成30年度以降速やかに施行



# 行政サービスにおける利用

## カードの多機能化の推進

- これまでは1自治体において22枚のカードを作成、配布することもあったが、マイナンバーカード1枚で各サービスが利用可能に
- マイナンバーカードで図書館などの公共施設を利用、ポイントカードとして地域の商店街などで活用
- これまでも一部の自治体で図書館カード等として利用。引き続き各自治体における利用を促進するとともに、マイキープラットフォームを構築して、公立図書館（1,350自治体）の図書館カードとしての活用や、地域産物等購入への地域経済応援ポイント活用等の実証を実施



(従来の住民基本台帳カードで利用可能であった) 住民票のコンビニ交付や図書館利用などの行政サービスがマイナンバーカードでも継続して利用可能。今後、政府調達での利用や海外での継続利用へとさらに拡充

## コンビニ交付サービス

- これまでは自治体窓口で取得していた住民票や戸籍謄本などが、最寄りのコンビニで取得可能に
- コンビニのマルチコピー機にマイナンバーカードをタッチして、住民票や戸籍謄本などを取得
- 昨年12月にとりまとめた「アクションプログラム」に基づき、自治体のサービス導入を促進し、平成31年度末時点での実施自治体の人口合計1億人超を目指す



## カードの海外継続利用

- これまでは国外転出時にマイナンバーカードは失効し、すべての機能が利用できないが、電子証明書の継続利用が可能に
- マイナンバーカードで、海外からでも日本の行政サービス等が利用可能
- 本年から公的個人認証法の枠組みにおける制度の検討を行い、平成31年度中の実現を目指す



## 電子調達・契約

- これまでは政府調達には紙や専用ICカードで行っていたが、マイナンバーカードで可能に
- 企業の担当者のマイナンバーカードで、政府調達での入札や契約が可能に
- 次期通常国会に電子委任状に関する法案を提出して成立を図り、その結果を踏まえてマイナンバーカードと電子委任状に対応した政府調達システムを開発し、平成29年度末以降の利用を図る

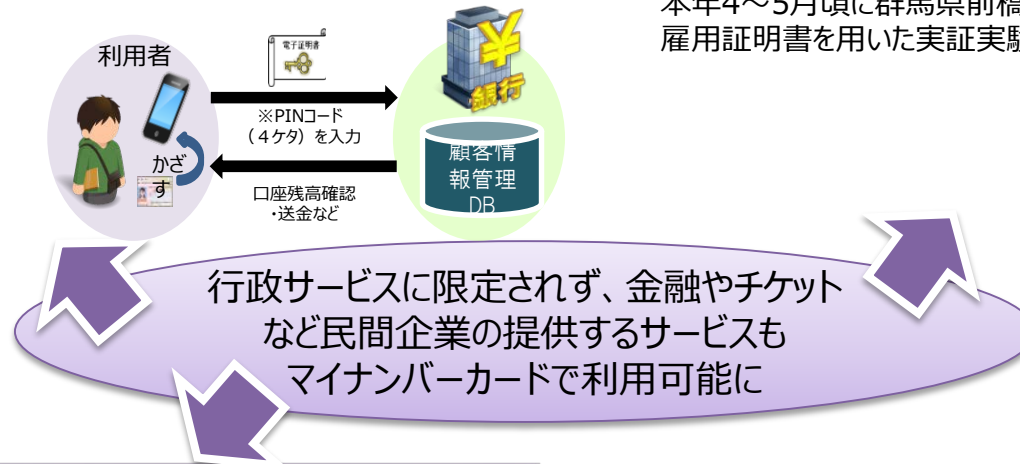




# 民間サービスにおける利用①

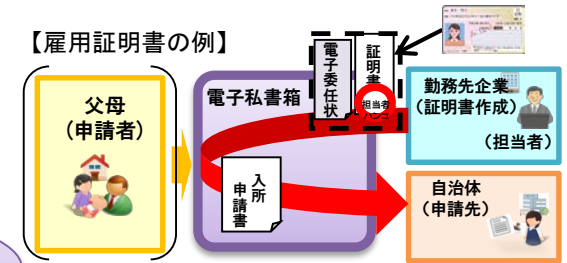
## インターネットバンキングへの認証手段

- これまでは金融機関ごとにID、パスワードを設定し利用していたが、マイナンバーカードとPINコードで利用可能に
- マイナンバーカードをかざしてログイン、口座残高や送金手続へ
- 本年4～5月頃に、群馬銀行においてログイン・口座残高照会へのマイナンバーカード活用について実証実験を実施し、平成30年以降の実用化を図る



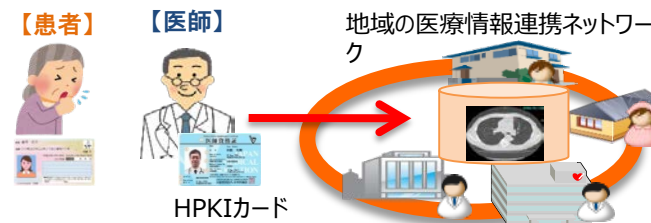
## 証明書、契約書作成

- これまでは紙の書類に代表者印を押印していたが、代表者から委任を受けた担当者が自らのマイナンバーカードで電子的に発行可能に
- 雇用証明書などの発行時に、代表者印の代わりに、担当者のマイナンバーカードで電子署名
- 次期通常国会に電子委任状に関する法案を提出して成立を図るとともに、本年4～5月頃に群馬県前橋市、兵庫県神戸市、香川県高松市において雇用証明書をを用いた実証実験を実施し、平成30年以降の実用化を図る



## 医療・健康情報へのアクセス認証手段

- これまで地域医療ネットワーク内で参照していた患者の医療データを、患者の同意を確認した上で、全国で参照可能に
- 医師が医療データにアクセスする際の患者本人の同意取得手段としてマイナンバーカードで認証
- 本年9月頃に、群馬県前橋市（、山形県酒田市）において医師が医療データにアクセスする際の本人の同意取得の手段としてマイナンバーカードを活用する実証実験を実施し、平成30年以降の実用化を図る



# 民間サービスにおける利用②

## チケットレス入場・不正転売防止

- これまでは紙のチケットや身分証明書を提示して入場する必要があったが不要に。マイナンバーカードと紐付けることにより不正転売を抑止
- 買った本人がマイナンバーカード（SIMに電子証明書を搭載したスマートフォン）でイベント会場等に入場
- 本年4～5月頃に、チケット業界と共同で、マイナンバーカードを活用したチケット適正転売のための実証実験を実施し、平成30年以降の実用化を図る



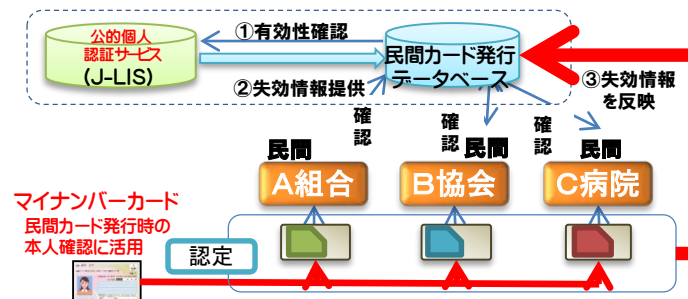
## オリパラ競技会場へのチケットレス入場・ボランティア管理

- これまでは紙のチケットや身分証明書を提示して入場する必要があったが、不要に。入場時の混雑緩和とボランティアを含め適正な入場管理が可能に
- 2020年の東京五輪で、マイナンバーカード（SIMに電子証明書を搭載したスマートフォン）を活用して、チケットレスで観客に販売し入場管理するとともに、ボランティアの会場への入退場も管理
- 本年7月を目処にオリパラ組織委員会と検討した結果を取りまとめ、同年10月にIoTおもてなしクラウドを活用した実証実験を実施。平成32年の東京五輪に向けて競技会場への実装を図る

行政サービスに限定されず、金融や  
チケットなど民間企業の提供するサービスも  
マイナンバーカードで利用可能に

## 官民の認証連携

- これまで民間事業者によるサービス利用者の現況把握には限界があったが、ID管理が確実になりサービスの質が向上
- 民間事業者が、マイナンバーカードの公的個人認証サービスと連携して、サービス利用者の現況を把握・反映することで、IDの信頼性を向上
- 本年7月を目処に検討結果を取りまとめ、平成30年以降に必要な法制度を検討



# 民間サービスにおける利用③

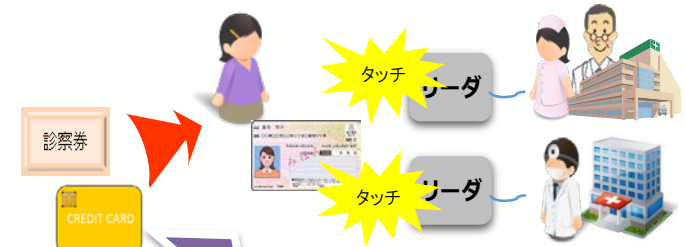
## 医師資格(HPKI)との連携

- これまでは医師の死亡などをリアルタイムに把握できなかったが、医師資格の不正利用をより一層効率的に防止
- 医師が、HPKIカード（電子医師資格証）の発行申請の際にマイナンバーカードで電子署名し、医師資格の不正利用を防止
- 本年4～5月頃に、群馬県前橋市においてHPKIカードとの連携について実証実験を実施し、平成30年以降の実用化を図る



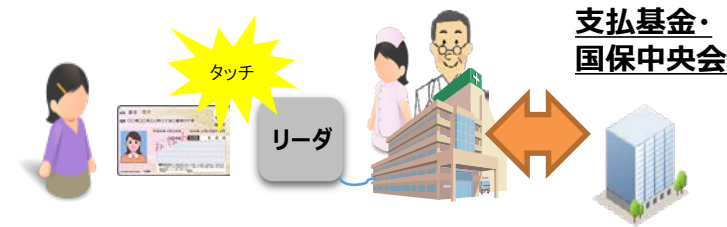
## カードの多機能化の推進

- これまでは利用するサービスごとに異なるカードを持参する必要があったが、マイナンバーカード1枚で様々なサービスの利用が可能に
- クレジットカードや診察券など、さまざまなカードの代わりにマイナンバーカードを活用
- 本年4～5月頃に、群馬県前橋市において地域の共通診察券として利用するための実証実験を実施し、平成30年以降の実用化を図る。



## 医療保険のオンライン資格確認の導入

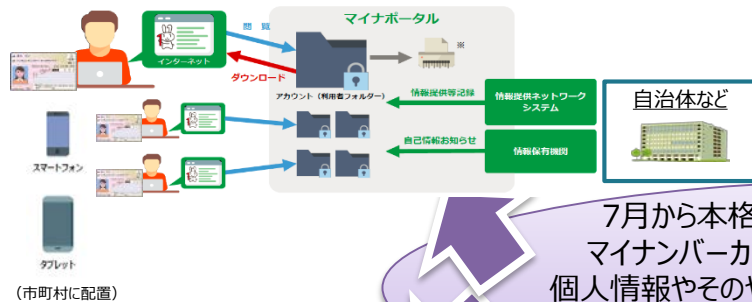
- これまでは紙やカードタイプの保険証を確認していたが、オンラインで保険資格を確認でき、不正利用をより一層効率的に防止
- 医療機関の窓口で、健康保険証の代わりにマイナンバーカードをかざして、保険資格を確認
- 平成29年度から、厚生労働省において医療保険のオンライン資格確認システムの開発に着手し、平成30年度から段階的に運用を開始、平成32年度に本格運用の開始を図る。



# マイナポータル の 利便性向上①

## マイナポータル の 利用環境整備

- これまで見ることはできなかった税・社会保障に関する自らの情報の行政機関での扱いなどをオンラインで確認可能に
- マイナンバーカードでログインし、行政機関等が持つ自分のマイナンバーをその内容に含む個人情報や、そのやりとり履歴を閲覧
- 今月から国民のアカウント開設が始まり、本年7月から情報閲覧が可能に。市町村配置端末やスマートフォンからの利用環境も順次整備



## 官民のオンラインサービスとの連携

- これまで各機関のサイトに個別にアクセスし、別々のID・パスワードでログインする必要があったが、マイナポータルからシングルサインオンでアクセス可能に
- マイナンバーカードでログインし、自らが選択した官民のオンラインサービスと認証連携
- 今月からe-Taxと連携開始、順次、ねんきんネットや金融機関サイト等に拡大



7月から本格運用開始予定のマイナポータルから、マイナンバーカードを使って、自らのマイナンバー付きの個人情報やそのやりとり履歴の閲覧、子育て関連手続きの申請・届出のほか、民間企業からのお知らせの受け取りなど、官民のサービスをワンストップで利用

## 子育てワンストップサービスの実現

- これまで自治体窓口や勤務先企業に個別に出向いて手続きをする必要があったが、自宅などからオンラインでの手続きが可能に
- マイナポータルで自治体の子育て関連手続きを検索し、マイナンバーカードで署名して申請
- 昨年12月にとりまとめた「アクションプログラム」に基づき、全自治体での参加を促進し、本年7月から全自治体でのサービス提供開始を図る



## 公金決済サービス

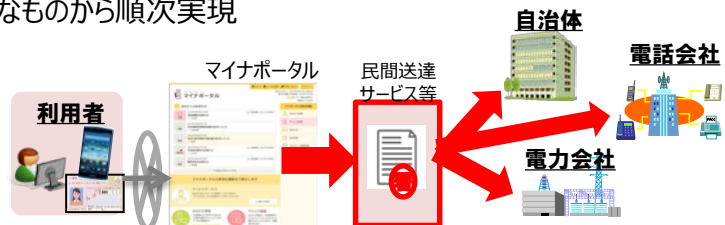
- これまで各自治体のサイトにアクセスし、個別のID・パスワードで納付手続きを行う必要があったが、マイナポータルからシングルサインオンでアクセス可能に
- マイナンバーカードでログインし、自治体からの公金納付依頼に対してペイジー又はクレジットカードでオンライン決済
- 本年7月から、自治体のオンライン公金決済サービスと連動



# マイナポータル の 利便性 向上 ②

## 引越や死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス

- これまで自治体窓口や公共機関等に個別に連絡する必要があったが、自宅などからオンラインで一括手続きが可能に
- マイナポータルから、引越や死亡等に伴う変更情報を、自らが選択した機関に一括して届出
- 平成29年度内に実現に向けた方策をとりまとめ、平成30年以降、可能なものから順次実現



7月から本格運用開始予定のマイナポータルから、マイナンバーカードを使って、自らのマイナンバー付きの個人情報やそのやりとり履歴の閲覧、子育て関連手続きの申請・届出のほか、民間企業からのお知らせの受け取りなど、官民のサービスをワンストップで利用

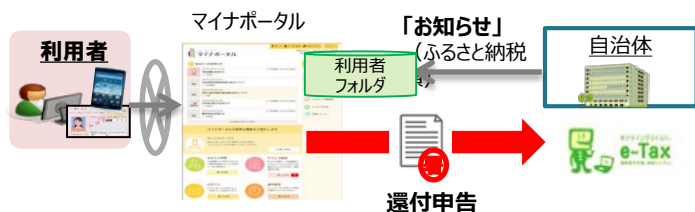
## 医療費通知を活用した医療費控除の簡素化

- これまで医療費控除適用のためには、医療機関での支払時の領収書を1年分保管・添付する必要があったが、保険者からオンラインで受け取る医療費通知を電子申告に活用可能に
- マイナポータルの「お知らせ」機能で受け取る医療費通知を添付して、e-Taxで還付申告
- 平成29年度内にシステム開発を行い、平成30年1月以降、実施可能な保険者等から段階的に開始



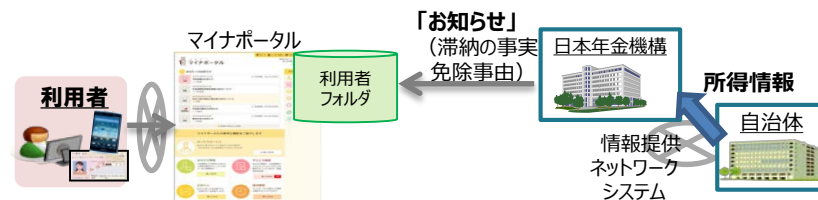
## ふるさと納税額通知を活用した寄付金控除の簡素化

- これまで寄付金控除適用のためには、ふるさと納税をした自治体からの受領書を添付する必要があったが、当該自治体からオンラインで受け取る納税額通知を電子申告に活用可能に
- マイナポータルの「お知らせ」機能で受け取る納税額通知を添付して、e-Taxで還付申告
- 平成29年度から法制度（地方税法）の検討及びシステム整備を行い、平成31年1月以降できる限り速やかにサービス開始



## 国民年金保険料滞納者や免除該当者等に対する情報提供の強化

- これまで紙などで行っていた滞納者や免除該当者等への通知がオンラインで可能に
- マイナポータルの「お知らせ」機能で、国民年金保険料の滞納や免除事由に該当する旨を通知
- 平成29年度以降、検討（日本年金機構の情報連携時期未定）



# アクセスの多様化

## スマートフォンでの読み取り

- これまではパソコンに接続されたカードリーダーが必要であったが、スマートフォンからも利用可能に
- スマートフォンでマイナンバーカードの情報を読み取って、電子申請・Webサイトへログイン
- 昨年11月にNTTドコモ・auから対応スマートフォン(シャープ製AQUOS)を発売。本年以降、富士通製、ソニー製の対応スマートフォンも順次発売見込み



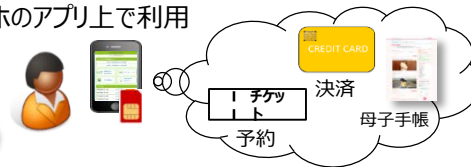
## スマートフォンのSIMカードへの搭載

- これまではマイナンバーカードを手元に所持しておく必要があったが、不要に
- マイナンバーカードが手元になくても、スマートフォンだけで本人確認やログイン
- 本年3月にSIMカードへのダウンロードに関する技術実証が終了。並行して、制度面・運用面での検討を行い、平成30年以降に公的個人認証法の改正を行い、平成31年中の実用化を図る

活用例①) マイナンバーカードの代わりにスマホをタッチ



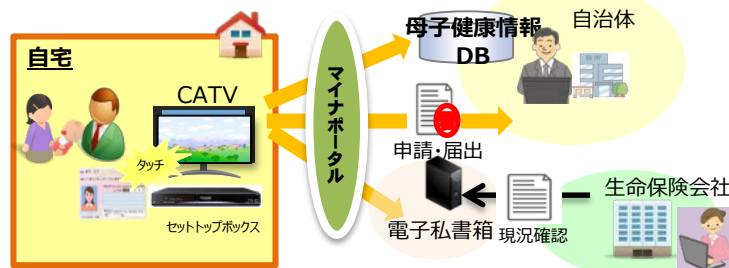
活用例②) スマホのアプリ上で利用



パソコンにカードリーダーを接続して利用する方法だけでなく、テレビやスマートフォンからもマイナンバーカードが利用可能に

## CATVからのアクセス

- これまではパソコンやスマートフォンなど高齢者には操作しづらい場合もあったが、ケーブルテレビ画面で見やすく、リモコンで操作可能に
- マイナンバーカードで、自宅のケーブルテレビから、マイナポータルなど様々なサービスを利用
- 本年4～5月頃から、三重県四日市市・いなべ市、鳥取県日南町、愛知県岩倉市、富山県砺波市において、ケーブルテレビ経由でマイナポータルを利用する技術実証を実施し、平成30年10月を目処にマイナンバーカード対応STBを一部事業者において導入着手



## デジタルテレビからのアクセス

- これまでは一律の防災情報が表示されていたが、自分に合った防災情報を取得でき、自治体も住民の避難状況等を把握可能に
- マイナンバーカードを使って、自宅のスマートテレビから、自分に合った防災・見守り情報を取得（自治体は住民の避難状況などを把握可能）
- 一昨年9月にスマートテレビ経由での公的個人認証サービスの活用を推進する一般社団法人を設立。本年1～2月頃に徳島県美波町、北海道西興部村において実証実験を実施

